

奈良県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第八十八号

奈良県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県立都市公園条例施行規則（昭和三十五年三月奈良県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表大洲池公園テニスコートの項の次に次のように加える。

大洲池公園運 動場	午前九時から午後五 時まで	火曜日及び十二月二十八日から翌年の 一月四日まで
--------------	------------------	-----------------------------

別表第一の一の表平城京歴史館の項を削る。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、別表第一の一の表平城京歴史館の項を削る改正規定は、同年七月一日から施行する。